

TECH Biz Expo 2012
日本弁理士会東海支部 ミニセミナー
グリーvsディー・エヌ・エー
魚釣りゲーム訴訟

平成24年11月
日本弁理士会東海支部

事件の概要

1 当事者および対象製品

【当事者】

原告: グリー株式会社

【携帯電話用魚釣りゲーム名】

「釣り★スタ」(H19.5.24配信)

被告: 株式会社ディー・エヌ・エー、株式会社ORSO 「釣りゲータウン2」(H21.2.25配信)

2 一審判決(平成21年(ワ)第34012号 平成23年2月23日東京地裁判決)

原告勝訴判決(被告に対して、次の事項を命じた。)

- ・釣りゲータウン2のウェブサイトからゲームの映像の抹消
- ・サーバー等から釣りゲータウン2の映像の記録の抹消
- ・釣りゲータウン2の映像の複製または公衆送信の禁止
- ・2億3460万円の損害賠償の支払い

3 控訴審判決(平成24年(ネ)第10027号 平成24年8月8日知財高裁判決)

逆転判決(原告敗訴)

- ・一審判決を取り消し、原告の請求を棄却

争いとなった影像～魚の引き寄せ画面

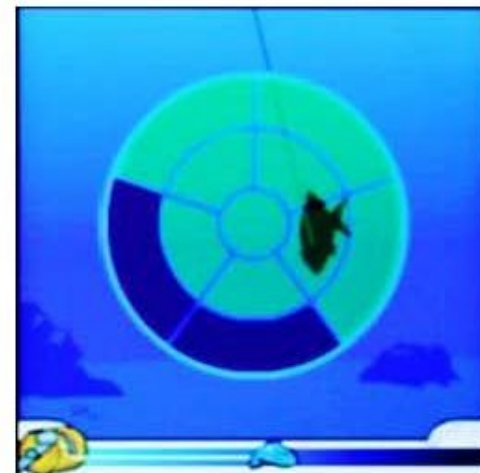
両者の魚の引き寄せ画面は、次の点で共通する。

- ① 水中のみが、真横から水平方向の視点で描かれている
- ② 画面のほぼ中央に、水中画像の約半分の大きさで三重の同心円が描かれている
- ③ 背景は全体的に薄暗い青で、同心円に沿う形で岩陰が描かれている
- ④ 一匹の黒色の魚影と、魚の口から画像上部に黒い直線の糸(釣り糸)が描かれている
- ⑤ 魚が逃げ回る間、背景画像は静止しており、ユーザーの視点が固定されている
- ⑥ 同心円中の一定の位置に魚影がある場合にキーを押すと、魚を引き寄せやすくなる

【原告作品】



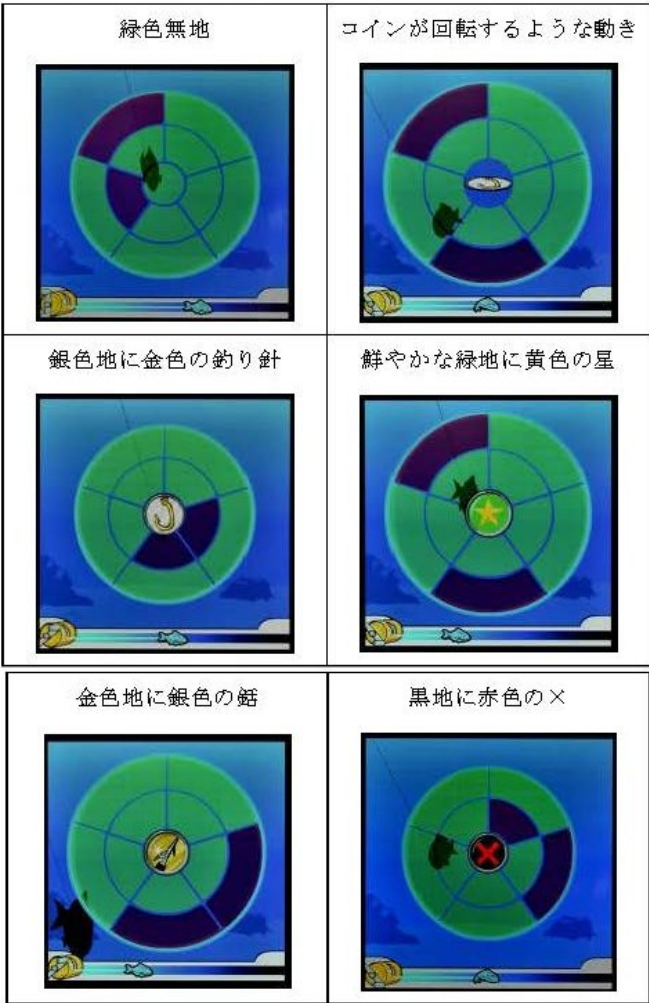
【被告作品】



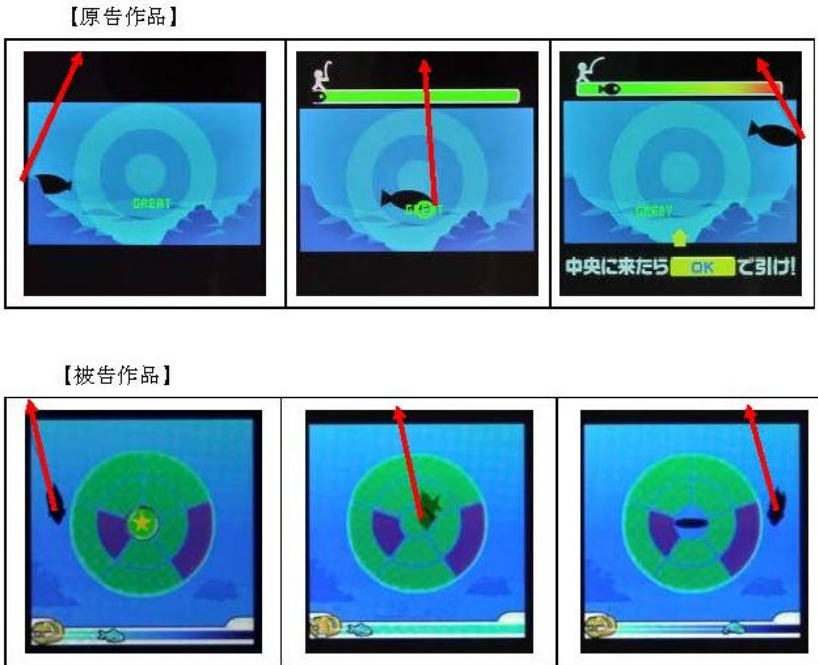
一審判決より引用

魚の引き寄せ画面の相違点

- ① 被告の同心円は放射状の直線で分割されている
- ② 同心円の大きさが変化する
- ③ 同心円の配色や、中央部分の画像が変化する
- ④ 原告画面よりも同心円が強調して描かれている
- ⑤ 魚は正面から描かれている



一審判決より引用



一審判決より引用

争いとなった影像～主要画面

ゲームは次の画面で推移する。

- ① トップ画面
- ② 釣り場選択画面
- ③ キャスティング画面
- ④ 魚の引き寄せ画面
- ⑤ 釣果画面(成功/失敗)

【原告作品】

トップ画面

【被告作品】



一審判決より引用



釣り場選択画面

【原告作品】

【被告作品】



一審判決より引用

原告は、画面遷移、および各画面が類似していると主張した。



一審、控訴審ともに、創作性がな
いとして否定

著作権侵害の考え方～まとめ

1 著作権は表現を保護するもの

- ・各画面のどの具体的な表現が似ているかが問題
- ・ゲームのルールが似ていても、著作権侵害とはならない
- ・画面の変遷は、著作権で保護され得る

2 似ている部分に創作性があることが必要

- ・「表現」を保護するものであるから、アイデアが似ているだけではダメ
- ・「表現」には創作性が必要(ありふれた表現ではダメ)
- ・共通部分を打ち消してしまうほどの相違点があれば「同一性」なし

3 「ありふれた表現」というためには、証拠が重要

- ・裁判所は当業者ではない
- ・自身にとって「ありふれた表現」でも、裁判所にとっても、そうとは限らない

最後に～相談会利用のご案内

- 日本弁理士会では、無料特許相談を開催しています。

具体的な相談から、一般的・抽象的な相談まで、
知的財産権制度の知識を気楽に尋ねられるチャンスです。

どうぞご活用下さい

相談内容の一例

- ・自社の製品の特許、意匠、商標などで保護するにはどうしたらいいの？
- ・特許、意匠、商標って何？費用・期間はどれくらいかかるの？
- ・社内の特許活動をどのように進めるのがよいのだろうか？
- ・外国での権利化を進めるには、どうしたらいいの？
- ・自社で開発している製品が、他人の権利を侵害していないか心配だ。 など

本日の講義は
ここまでです

ご清聴ありがとうございます
ございました

日本弁理士会 東海支部